

2018年度 法科大学院

早期卒業生入学試験問題

2 時限

民法

(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の 1 ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各 1 枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、Xに対し、300万円の金銭債務を負い、Yに対し、200万円の金銭債務を負っていた。Aは、200万円の金銭を所有していたが、その金銭をYの債務の支払いに充てた。

設問

- (1) 詐害行為取消権の成立要件を挙げなさい。
- (2) 上記の場合に、Xは、AがYに対して行った債務の弁済を詐害行為として取り消すことができるかを検討しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)